

## パブリックコメント手続の運用方針

平成 29 年 10 月 13 日

日本証券業協会

### 1. 目的

本協会では、本協会が行う定款諸規則等の制定改廃（以下「規則改正等」とします。）について、その原案を公示し、広く一般から意見を公募することによって、決定プロセスの公正性の確保と透明性の向上を図ることを目的として、パブリックコメント手続を実施いたします。

### 2. 対象

定款諸規則等（定款及び定款施行規則、自主規制規則、統一慣習規則、紛争処理規則、その他の規則及びこれに基づく細則等）のうち、投資者・発行会社等に対して影響を及ぼすと考えられる規則改正等が対象となります。

#### 【本手続の対象外とする規則改正等（例）】

- ・ 技術的な改正  
(法令等の改正に伴い必要となる形式的な改正や軽微な語句修正を含む)
- ・ 投資者の保護、証券市場の健全性確保のために緊急に規則改正等を要すると考えられる場合
- ・ 本協会の組織運営に関するもの

### 3. 意見募集の手続

#### (1) 公表時期

対象となる定款諸規則等の制定改廃案（以下「規則改正等案」といいます。）について、所管する会議体での承認を受けた後、公表いたします。

#### (2) 公表資料

規則改正等案の趣旨・骨子、新旧対照表等を公表いたします。

#### (3) 公表方法

上記（2）の資料について、次の方法により公表いたします。

- ① 本協会ホームページへの掲載
- ② 本協会窓口での配布
- ③ 新聞等報道機関を通じた広報
- ④ 協会員への通知

(4) 意見の募集期間

意見の募集期間は、規則改正等案を公表した日から起算して、原則として 30 日以上といたします。

なお、法令の施行日との関係等やむを得ない理由から意見の募集期間を 30 日以上確保できない場合は、規則改正等案の趣旨・骨子においてその理由を明らかにいたします。

(5) 意見の提出方法

意見の提出方法は、以下のとおりとします。

- ① 本協会ホームページに設置する専用フォームによる提出
- ② 郵送

専用フォームの URL 及び郵送の宛先は、案件毎に規則改正等案の趣旨・骨子に記載いたします。

提出に当たっては、意見とともに必ず氏名、法人・団体等の名称、連絡先（電話番号、メールアドレス）を御記載ください。

なお、法人・団体等の名称は公表させていただく場合もございます。

(注) 郵送の場合は、募集期間最終日までに本協会に到着したものを対象といたします。

(6) 意見の処理

提出された意見の内容を十分考慮し、必要に応じ、規則改正等案を再考の上、所管の会議体において審議いたします。

(7) 規則改正等の内容の公表

所管の会議体の承認を得た規則改正等の内容については、ホームページ等で公表いたします。

その際、提出された意見（又はその概要）及びそれらに対する本協会の考え方を併せて公表いたします。

以 上

制 定 日：平成 28 年 7 月 1 日  
最終改訂日：平成 29 年 10 月 13 日